

# 近世前期「御鹿狩之場所」の所在に関する一考察

## Locating the shogunal deer hunting ground in the early Edo period

夏目宗幸  
Muneyuki NATSUME

徳川三代将軍家光による狩猟が頻繁に行われていた武蔵野台地は、鹿狩や猪狩を行う場を意味する「御鹿狩之場所」と呼ばれ、江戸近郊の将軍家鷹場とは異なる狩猟空間を構成していたと考えられる。しかし、その実態については不明な点が多く、その成立時期さえも明らかとなっていない。本稿においては、周辺の各種史料を手掛かりとして参照し、寛永期以前の状況をも踏まえつつ「御鹿狩之場所」を推論するものである。

キーワード：御鹿狩，武蔵野台地，将軍家鷹場

Key words: shogunal deer hunting, Musashino upland, the shogunal hawking grounds

### I はじめに

寛永5(1628)年、江戸城周辺の54村に対し、「江戸近辺御鷹場ノ法度」(以下、鷹場令)が発令された。この鷹場令の発令に関しては、江戸近郊の将軍家鷹場の意図、成立年、領域などに関する多くの議論が交わされてきた(大石 1977, 根崎 1999, 蛭田 2009, 越坂 2018)。

筆者は新たな議論の展開として、鷹場令の発令された寛永期において、江戸近郊に含まれる武蔵野台地は、鷹場とは隔てられた「御鹿狩之場所」として認識される領域であった可能性を、幕府の法令や鹿狩の記録に基づいて指摘した(夏目 2023)。

将軍家による寛永期前後の鹿狩の記録は、幕府文書に頻出し、鹿狩が度々行われていた実態を垣間見ることができる。しかしながら、地方文書に殆どその記録を残しておらず、「御鹿狩之場所」の所在地や成立時期を特定するに至っていない。本稿においては、拙稿(夏目 2023)脱稿時に含まれていなかった新たな研究成果や史料を追補して検討し、「御鹿狩之場所」の所在地や成立時期を推論し、今後の研究の展望とする。

## Ⅱ 「御鹿狩之場所」の所在について

【史料 1】<sup>1)</sup>は、寛永 19 (1642) 年、寛永の大飢饉に際して、その対策として発令された法令の全文である。この法令は、「御鹿狩之場所」の所在を明らかにする手がかりとなる史料である。

### 【史料 1】

覚

- 一 去年當年作毛惡處有之而、百姓草臥候と相聞候、此上不疲様入念仕置可申付之事、
- 一 當夏中如被仰出候、百姓ニ對し非儀不可仕之、若又作毛損亡無之所申掠之、年貢等令ニ難澁有土民者、急度可被行曲事之事、
- 一 酒之儀、江戸京大坂奈良堺、其外名酒之分、又ハ諸國ヨリ往還之道筋、所々城地市之立候所、人居多所町へハ、去年之半分當年者可作之、并新規之酒屋勿論可爲停止、於在々所々商賣酒一切不可造之、自然此趣相背輩有之者、其所之御代官給人方可爲油斷之事、
- 一 爲費雜穀之間、諸國在々所々ニ至迄、當年者溫鈍切麥素麵饅頭南蠻菓子蕎麥切等商買無用之事、  
附、名物之麥素麵ハ累年之程可作之事、
- 一 所々作候雜穀、其外食物ニ成候類、年貢之方江土民代替出候者各別、當座自由之為ニ、末之考も無之遣之、費成事多有之候間、面々御代官所給人方、銘々ニ可申聞候之事、
- 一 江戸廻り御鷹場ニハかゝしを不仕、其外之所ハかゝしを致し、從年内麥を蒔可申之事、
- 一 御鹿狩之場所之外、在々所々ニ而鹿猪等おわせ可申、勿論從跡々取來所者可爲其通之事、

以上

右、各相談之上如斯候、組中并領内并可申付者也、

寛永十九年閏九月十四日

右之通、各相談之上、御代官所給人方相觸候間、可被得其意候以上、

寛永十九年閏九月十四日

曾根源左衛門

## 近世前期「御鹿狩之場所」の所在に関する一考察（夏目宗幸）

宮城越前守  
朝倉石見守  
神尾備前守  
秋元但馬守  
井上筑後守  
松平右衛門大夫

法令は、全体をとおして贅沢品の製造・販売を禁止し、儉約につとめるように触れた内容となっており、寛永の大飢饉に対する対策の一環であることがわかる。第6条に「江戸廻り御鷹場」、第7条に「御鹿狩之場所」という文言が確認される。「江戸廻り御鷹場」は「江戸廻り」と明示しているとおおり、「江戸廻り」における「御鷹場」として地域を限定していると読み取れる。一方、「御鹿狩之場所」には、「江戸廻り」のような地域を限定する文言はなく、その所在地を明示していない。

朝尾（1967）は、同時期に全国に発令された類似する法令に関して比較を行いその性質を明らかにした。その結果、【史料1】の法令と同時期に発令された法令の内容は一律ではなく、関東と西国の具体的な実状に即して発令されたとしている。特に、第6条と第7条における、「江戸廻り御鷹場」と「御鹿狩之場所」に言及し、【史料1】の法令は、「將軍家の鷹場機構を中心に編成されていた関東、江戸廻り農村を対象とした」としている。

藤井（1976）は、全国に発令された当該法令について朝尾の分析を継承しながら整理し、1) 関東幕領宛、(2) 西国大名宛、(3) 東国大名宛、(4) 畿内幕領宛の4種に分類した。藤井は、第6条と第7条の性質に関して朝尾の見解を継承しており、第6条と第7条とが(2)～(4)に分類される法令にみられないことを根拠の一つとしつつ、(1)に分類される法令は、関東幕領宛であるとの見解を示している。

このような朝尾と藤井による比較・検討の成果により、寛永19年に全国に発令された法令に対する、「江戸廻り御鷹場」と「御鹿狩之場所」とは、どちらも関東に存在していたことが明らかとなったといえる。さらに「江戸廻り御鷹場」は、関東各地に「御鷹場」が点在していたことから、「江戸廻り」の文言を入れることにより、江戸周辺の地域であることを限定する意図があったと考えられる。「御鹿狩之場所」に関して、家光による鹿狩の実施場所が江戸近郊の武蔵野台地としていることから明らかなように（夏目2023）、同じく江戸周辺に存在していた。それにもかかわらず、「御鹿狩之場所」に江戸周辺に地域を限定する「江戸廻り」の文言が付されなかった理由は、関東において「御鹿狩之場所」に該当する地域が江戸周辺以外に存在しなかったためと考えられる。

### Ⅲ 「御鹿狩之場」の範囲とその成立時期

このように、寛永19年の法令が発令された段階において、「御鹿狩之場所」が関東に所在したことは明らかであり、かつ江戸周辺に存在していた可能性も高い。次に、「御鹿狩之場」の範囲と、その成立時期について検討する。図1は、寛永5年に鷹場令が触れられた54村、正保期の御殿・御茶屋、日本橋から5里の範囲、地形条件を背景図<sup>2)</sup>として、「大猷院殿御実紀」より御鹿狩の記録が残る地点を抽出し<sup>3)</sup>、「御鹿狩之場所」の推定最大領域を示したものである。板橋、牟礼、石神井、井草（小園井、柿ノ木）における御鹿狩の記録地に近接して牟礼（井ノ頭）、下荻窪、高円寺の御茶屋も存在しており、この地域は「御鹿狩之場所」に該当する地域と考えられる。一方、寛永期の下高田、目黒の御茶屋周辺における御鹿狩の記録はない。

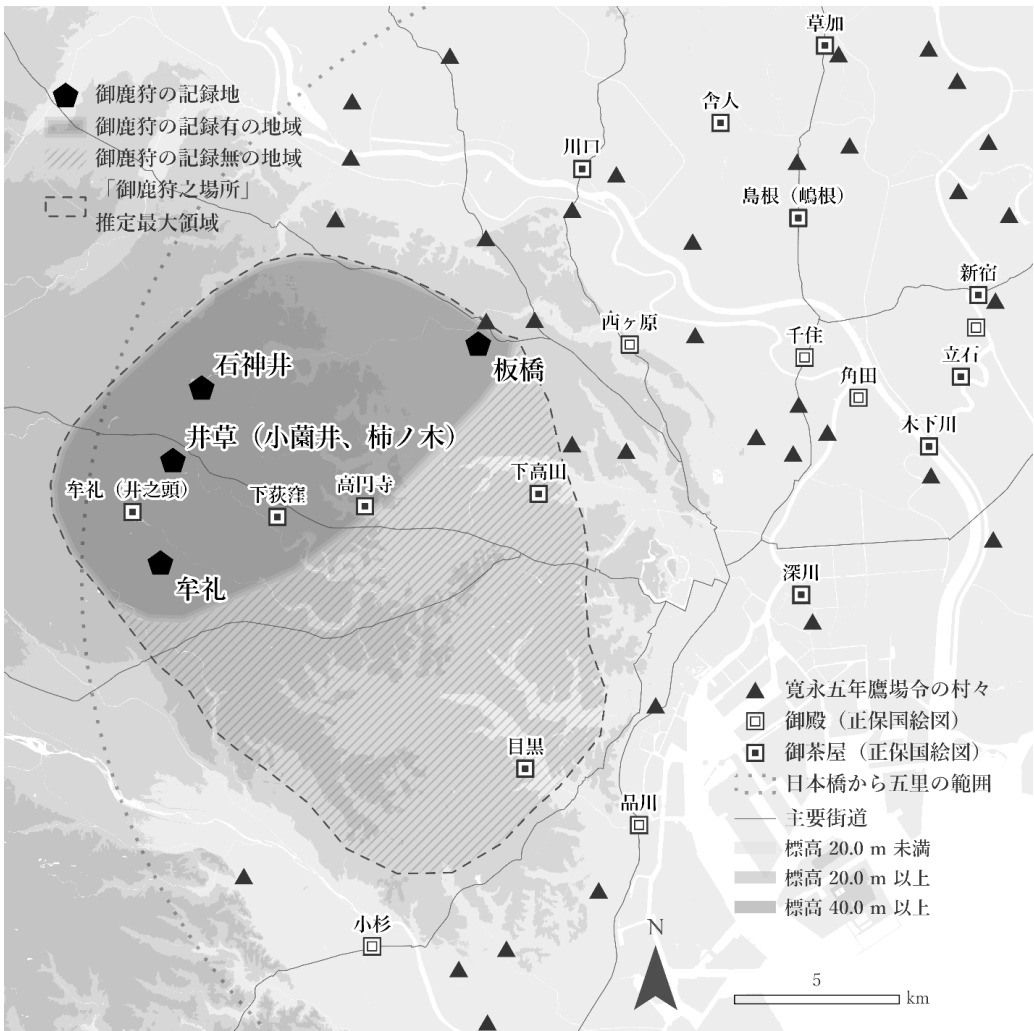


図1 「御鹿狩之場所」推定地域

そこで、新たな史料として「元和寛永小説」を参照する。越坂（2018）の史料紹介によれば、その記者を徳川秀忠に近習した永井直重であると特定されている。以下は、越坂による史料紹介・翻刻、昌平坂本「元和寛永小説」からの抜粋である<sup>4)</sup>。

## 【史料2】

一、大猷院様へ鶴の無之場を御鷹場ニ被遣、鶴ハ御免不被成候、  
一、駿河様へ被進候御鷹場むれい筋ニ而御座候、鶴ハ御免不被成候、  
我等御供ニ参見申候、

越坂（2018）は、この記述がいつの段階の状況であるか不明としており、家光の將軍宣下前後で解釈が異なるとしながら、【史料2】に該当する内容は、秀忠が鷹場支配権を握っていたことを示す内容としている。具体的な内容は、1番目の条では「大猷院（家光）」に対し、「鶴の無之場」つまり鶴が生息しない、または、ほとんど生息しない場所を鷹場として与えた上で、さらに鶴の捕獲を禁じている。2番目の条では、「駿河（徳川忠長：家光の実弟）」に対し、「むれい（牟礼）筋」の御鷹場を与え、家光同様その場所における鶴の捕獲を禁じる内容である。越坂が指摘しているとおおり、この記述のみから年代を特定することは難しく、家光が拝領した「鶴の無之場」の所在や、忠長が拝領した「むれい筋」の鷹場の存在時期は、いずれも判然としない。

本稿においては、【史料2】の鷹場配置は、家光の將軍宣下以前の状況であると推論する。家光は、將軍宣下の2年後となる寛永2年、忠長が拝領したとされる「むれい（牟礼）筋」の鷹場、牟礼城山において鹿狩（田獵）を行っている<sup>5)</sup>。この際に忠長が同行した様子もなく、この時点において、牟礼周辺が忠長の拝領した鷹場であるとは考えられない。

また、「上杉家御年譜」によると、牟礼の直ぐ南西方向にある府中周辺は、元和元年11月20日以来、「府中領并ニ八王子邊」の鷹場として、上杉景勝が拝領しており、景勝は府中に仮屋を作って鷹狩を行っている<sup>6)</sup>。齊藤（1992）によれば、寛永10年2月以前に下賜された拝領鷹場は、基本的に一代限りで返上されるとしており、景勝の拝領した府中の鷹場は、景勝の死によって返上されたと考えられている。景勝は、元和9年3月20日に死去しているため、少なくともこの時までには、府中の鷹場は幕府に返上されたはずである。そして、「上杉家御年譜」には以下の同年11月7日の項目に以下のような興味深い内容を記述している。

## 【史料3】

同七日 今般幕府河越ノ御鷹場へ渡御ニ付 河越へ使价竹俣三河房綱ヲ以テ蜜柑一箱ヲ献呈 ご機嫌ヲ伺ヒ玉フ 府中忠長卿御鷹場へモ市川土佐房忠ヲ使价トシテ 放鷹遊慰ノ起

居ヲ窺問シ玉フ 兩使 九日ニ皈着酒井備後守 朝倉筑後守鳥居士佐守ヨリ返翰到来ス

【史料3】によれば、元和9年3月20日の景勝の死去の同年11月7日に「府中忠長卿御鷹場」宛ての使いを出しており、この時点で府中の鷹場は、忠長に下賜されていることが判明する<sup>7)</sup>。12月6日には、土佐山内家に「一甲斐中納言様、当国符中へ昨日御鷹野二被為成候、何之御大名衆よりも御進上無御座候二付而、何も上ケ不申候」との記録があり、忠長が武蔵国府中に実際に赴き、鷹狩を行ったことがわかる<sup>8)</sup>。そして、12月16日には、再び上杉家に「甲府黄門忠長卿ヨリ 御鷹ノ雁二贈進アリ 即日御越駕謝礼ヲ展玉フ」と記録されており、忠長から上杉家に雁二匹が送られている<sup>9)</sup>。どのような経緯で景勝の鷹場が忠長の鷹場として移譲されたかは不明であるが、この期間に上洛した家光は7月27日に征夷大將軍かつ権中納言に任じられており、同行していた忠長も権中納言に任じられている。この就任に前後して、忠長は改めて府中の鷹場を拝領したと考えられる。一方、牟礼周辺の鷹場に関しては、前述の通り2年後の寛永2年には家光が忠長を伴わず鹿狩を行っていることもあり、おそらく府中の鷹場の拝領とともに返上したと考える。

次に家光が拝領した「霧の無之場」の性質について検討する。將軍宣下後の家光は、寛永5年11月26日に上杉定勝に対して、鷹を使って捕獲した鶴である御鷹ノ鶴を下賜している事例<sup>10)</sup>に代表されるように、度々大名家に対して、御鷹ノ鶴を下賜しており、鶴の捕獲を禁止される状況にあるとは考えられず、やはり元和9年の將軍宣下以前の状況と考えられる。

ここで、忠長の拝領した牟礼の鷹場の地理関係を考えたい。図1に示しているとおおり、牟礼は江戸からおおよそ五里の範囲にあり、享保期以降の江戸五里四方御拳場にも含まれる範囲にある。忠長が拝領した鷹場がこれほど江戸に近接しているのであれば、例え將軍宣下以前としても、兄である家光の鷹場また、同程度かそれ以上の範囲内に存在すると考えられる。しかし、江戸城の東・北・南方向は、いずれも標高が低く、氾濫原が広がる。寛永5年の鷹場令の村々の分布域を江戸五里四方における鶴の好猟場であるとした拙稿（夏目2023）に従えば、「霧の無之場」に該当する地域はほとんどなく、わずかに下高田や目黒の御茶屋が存在する地域が「霧の無之場」に該当しうる。つまり、元和9年以前の武蔵野台地には、江戸五里四方の西際に忠長が拝領した牟礼の鷹場があり、その東側に並ぶように、家光の拝領した「霧の無之場」が存在していたと考えられる。

#### IV おわりに

本稿においては、「御鹿狩之場所」に関連する既存研究の成果を整理した上で、改めて史料解釈を行うことにより、「御鹿狩之場所」の所在地や成立時期に関する推論を提示した。全国の法令を検討した「御鹿狩之場」は確実に関東に存在し、江戸周辺に存在する可能性

近世前期「御鹿狩之場所」の所在に関する一考察（夏目宗幸）

が高いといえる。また、「御鹿狩之場所」と認識される前の元和9年の家光の將軍宣下前の年代には、西に忠長の拝領した「むれい筋」の鷹場、東に家光の拝領した「霧の無之場」の鷹場が江戸五里四方に含まれる武蔵野台地に広がっていた可能性を指摘するものである。

（立命館大学文学部）

【付記】本研究の実施にあたっては、京都大学大学院文学研究科の安岡達仁氏より史料解釈についての貴重な助言を得た。また、JSPS 科研費 JP21K20073 による助成の一部を使用している。

【注】

- 1) 石井良助校訂 1981. 『徳川禁令考前集第五』創文社, 155-156.
- 2) 御殿・御茶屋の名称は、正保国絵図は、「武蔵国絵図」（東京市役所 1928. 『東京市史稿市街編六付録』東京市役所.）を参考に、近隣にある村名または町名を冠している。鹿狩地・御殿・御茶屋・寛永五年鷹場令の村々の所在地名は、「第一軍管区地方二万分一迅速測図原図」における集落位置を参考としている。標高を示す地形データは、国土地理院の「基盤地図情報(数値標高モデル)」を加工して作成している。また日本橋から五里の範囲は、直線距離 19.636km の範囲を示している。
- 3) 黒板勝美編纂 1930. 『新訂増補国史大系 徳川実紀第二編』吉川弘文館. より寛永期における家光の狩猟記録の内、二桁頭数以上の鹿を捕獲した記録の残る地名を抽出した。
- 4) 「元和寛永小説」（国立公文書館所蔵 請求番号：150-0104）。
- 5) 「江城年録」（国立公文書館所蔵 請求番号：263-0079）。
- 6) 米沢温故会編 1977. 『上杉家御年譜三 景勝公』米沢温故会, 390-391.
- 7) 米沢温故会編 1977. 『上杉家御年譜四 定勝公』米沢温故会, 68-69.
- 8) 及川 亘 2013. 史料翻刻 土佐山内家宝物資料館所蔵「長帳（山内家御手許文書）」甲五（元和九年）・甲六（寛永元年）. 『東京大学史料編纂所研究成果報告 2012-6 十七世紀前半西南諸藩における大規模軍事動員 二〇〇九～二〇一二年度 科学研究費補助金 基盤研究（B）「近世前期西南諸藩史料の統合的研究」』, 109-228.
- 9) 前掲注 7)。
- 10) 米沢温故会編 1977. 『上杉家御年譜四 定勝公』米沢温故会, 233-234.

【文献】

- 朝尾直弘 1967. 『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房.
- 大石 学 1977. 享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義. 史海 23・24, 1-26.
- 越坂裕太 2018. 内閣文庫所蔵昌平坂本『元和寛永小説』. 鷹・鷹場・環境研究 2, 89-114.
- 斉藤 司 1992. 近世前期、関東における鷹場編成—拝領鷹場の検討を中心として—. 関東近世史研究 32, 4-23.
- 夏目宗幸 2023. 江戸近郊における將軍家鷹場の領域形成. 日本歴史 897, 19-35.
- 根崎光男 1999. 『將軍の鷹狩り』同成社.
- 蛭田晶子 2009. 寛永五年「鷹場令」考. 日本歴史 739, 42-57.
- 藤井讓治 1976. 幕藩制前期の幕令—酒造制限令を素材に—. 日本史研究 170, 1-30.